

# 第十回特別弔慰金のお知らせ

公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々へ思いをいたし、その遺族に対して節目の機会に改めて弔慰の意を表すため、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金等の年金受給権のある遺族がいない場合に、最先順位の遺族に対して支給されます。

## ◆ 受付期間

平成27年4月1日（水）～平成30年4月2日（月）

## ◆ 前回までとの相違点

- ① 前回までは10年の節目の年の支給でしたが、今回は5年の2回に分けた支給となります。したがって5年後に受付をしなければなりません。
- ② 年4万円から年5万円に増額

## ◆ 市町村窓口必要書類

- ① 第十回特別弔慰金請求書
  - ② 印鑑等届出書（できるだけわかりやすく楷書で記入。印影は鮮明に。）
  - ③ 現況申立書
  - ④ 基準日（平成27年4月1日）における請求者の戸籍書類
- ※請求書の基準日現在における状況、支給順位などによって添付が必要となる書類が加わります。

お問い合わせ

牟岐町役場 住民福祉課 ☎ 0884-72-3416（直通）